

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安の声が広がっている。このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねない。

介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われるが、今回の引き下げで訪問介護事業所、特に小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。すでに2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所である。

厚生労働省は、引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からはかけ離れている。

また、長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回り、ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍（厚生労働省調べ）と、異常な高水準で、人手不足も深刻である。

政府は、訪問介護の報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分を補えない事業所が出ると予想される。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしており、厚生労働省は、職員のベースアップを2024年度に月約7,500円、2025年度に月約6,000円と見込んでいるが、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はない。このままでは、介護人材の確保はますます困難になる。

沖縄県内でも休廃止する介護事業所が急増しており、保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければならない。

以上のことから国に対し、町民の福祉向上のため、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

沖縄県中頭郡北谷町議会議員 仲地 泰夫

あて先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 財務大臣 厚生労働大臣